

年金記録確認鳥取地方第三者委員会（第25回）議事要旨

1. 日 時 平成20年3月12日（水） 13時30分から16時30分

2. 場 所 年金記録確認鳥取地方第三者委員会委員会室

3. 出席者

（委員）松本委員長、松井委員長代理、山田委員、渡辺委員

（事務室）松浦事務室長、上田主任調査員、岡本主任調査員、前本主任調査員 ほか

4. 議 題

（1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況

（2）申立事案の説明・審議

（3）その他（フリートーカーキング）

5. 会議経過

（1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。

・ 社会保険事務所での受付件数

192件（平成20年3月9日現在：厚生年金106件、国民年金86件）

・ 第三者委員会への転送件数

135件（平成20年3月11日現在：厚生年金75件[うち中央委員会からの転送1件]、国民年金60件）

（2）審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

議論の結果、①国民年金1件について記録訂正の必要があること、②厚生年金1件、国民年金3件について記録訂正を認めないこと、を決定した。

また、これら以外の申立事案は、次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審議を継続することとされた。

（3）次回は、平成20年3月18日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認鳥取地方第三者委員会（第26回）議事要旨

1. 日 時 平成20年3月18日（火） 13時30分から16時30分
2. 場 所 年金記録確認鳥取地方第三者委員会委員会室
3. 出席者
（委員）松本委員長、松井委員長代理、山田委員、渡辺委員
（事務室）松浦事務室長、上田主任調査員、岡本主任調査員、前本主任調査員 ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
 - （2）申立事案の説明・審議
 - （3）その他（フリートーキング）
5. 会議経過
 - （1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。
 - ・ 社会保険事務所での受付件数
192件（平成20年3月9日現在：厚生年金106件、国民年金86件）
 - ・ 第三者委員会への転送件数
143件（平成20年3月17日現在：厚生年金83件[うち中央委員会からの転送1件]、国民年金60件）
 - （2）審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
議論の結果、国民年金2件について記録訂正を認めないことを決定した。
また、これら以外の申立事案は、次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審議を継続することとされた。
 - （3）次回は、平成20年3月26日（水）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認鳥取地方第三者委員会（第27回）議事要旨

1. 日 時 平成20年3月26日（水） 13時30分から16時30分
2. 場 所 年金記録確認鳥取地方第三者委員会委員会室
3. 出席者
（委 員）松本委員長、松井委員長代理、山田委員、渡辺委員
（事務室）松浦事務室長、上田主任調査員、岡本主任調査員、前本主任調査員 ほか
4. 議 題
（1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
（2）申立事案の説明・審議
（3）その他（フリートーカーキング）
5. 会議経過
（1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。
 - ・ 社会保険事務所での受付件数
200件（平成20年3月23日現在：厚生年金111件、国民年金89件）
 - ・ 第三者委員会への転送件数
146件（平成20年3月25日現在：厚生年金83件[うち中央委員会からの転送1件]、国民年金63件）
- （2）審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
議論の結果、厚生年金5件、国民年金4件について記録訂正を認めないこと、を決定した。
また、これら以外の申立事案は、次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審議を継続することとされた。
- （3）次回は、平成20年4月10日（木）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり ）